

大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題

堀田慎一郎

はじめに

一 国立大学アーカイブズと独法情報公開法

(一) アーカイブズ所蔵文書の適用除外

(二) 適用除外の条件

(三) 公開制限事項としての独法情報公開法第五条

二 国立大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題

(一) 名古屋大学大学文書資料室の文書公開基準

(1) 作成・取得後三〇年を経過していない文書の公開制限

(2) 作成・取得後三〇年を経過した文書の公開制限

(三) 他の国立大学アーカイブズとの比較

(四) 地方自治体アーカイブズの文書公開基準

三 私立大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題

(一) 私立大学アーカイブズと個人情報保護法

(二) 私立大学アーカイブズの文書公開基準

おわりに

はじめに

本稿は、大学アーカイブズ（大学におけるアーカイブズ機関）が所蔵する文書の公開基準について基礎的な考察をおこない、これから議論を進めるにあたつての諸問題を整理しようとするものである。

アーカイブズ（文書館）の機能は、文書を適切に保存することと、それらを閲覧などの利用に供することの二つに大きく分けられる⁽¹⁾。後者については、公開機能とも言い換えられよう。

公開のためにはさまざまな業務が必要である。その代表的なものとして、利用者に提供する目録や文書検索システムの整備が挙げられる。これらは、史料整理や史料認識の問題とも深く関わつており、これまでのアーカイブズ学（記録史料学）においても大きな関心がはらわれてきた。また、公開による文書原本の損傷を最小限に抑えるための技術も重要であり、文書の保存業務の一環として、その方法を論じた研究も枚挙にいとまがない。

その一方で、これらに比べると、どのような文書を公開し、あるいは非公開にするのかといった問題については、従来あまり多くの紙幅を割かれることがなかつた⁽²⁾。これは、アーカイブズに所蔵された文書は公開が原則であるとの見地に立てば、ある意味で当然のことではある。また逆に、誰もが気軽に閲覧できる状態が望ましくないと思えば、閲覧者を制限するという対応も可能であった。

しかし一九九〇年代後半以降、インターネットの普及による高度情報通信社会の進展にともない、真偽の定かでない種々雑多、玉石混交な情報が巷間にあふれるようになるなか、状況が大きく変わりつつある。

つまり、国の行政機関等の正確な情報を国民一般にまで積極的に公開することが求められる一方で、それとは

背反する部分もある、個人情報の保護の必要性が叫ばれるという、複雑な様相を呈するようになった。そして二〇〇一年四月一日には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「行政情報公開法」と略記する）が施行された。詳しくは本論で述べるが、これによつて「情報公開」をうたつた法律名とは裏腹に、個人に関する情報の保護を名目として、政府機関によるアーカイブズの所蔵文書の公開に一律の制限が課せられることになった。さらに私的機関のアーカイブズについても、二〇〇三年五月三〇日施行の「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）により、これも詳しくは本論で述べるが、適切な対応をしなければ文書の公開業務に少なからぬ制限が課せられる状況が生じた。

こうした状況の変化により、アーカイブズ機関は、情報公開と個人情報保護に関する法令を遵守しつつ文書の公開を促進するという、場合によつては相矛盾する業務に本格的に取り組まなければならなくなつたのである。

これにともなつて、文書公開に対するアーカイブズ学の関心は高まり、多くの研究や論考が見られるようになつた⁽³⁾。その結果、議論は飛躍的に深まつたものの、むしろ国や地方自治体その他の文書館による対応の差異も小さくないことが浮き彫りになつてゐる。適切な文書公開基準をめざして、さらに議論を重ねていくことが不可欠である。

さらに大学アーカイブズについていえば、国立大学アーカイブズは歴史そのものが浅く、比較的長い歴史を持つ私立大学アーカイブズにおいても、従来は文書の一般公開への関心は相対的に低く、いずれも議論が緒についたばかりの状況である⁽⁴⁾。それでも、国立大学を中心に、そのアーカイブズ機関が所蔵文書の公開をその重要な機能の一つとすることは、共通認識になりつつある⁽⁵⁾。

本稿は、大学アーカイブズの文書公開基準について、アーカイブズのホームページや当該大学のホームページの

規則検索システムなどにより、積極的に一般公表されているものについて論じるものである。

もとより文書公開について検討すべき事項はこれに尽きるものではない。実務に関していろいろ論すべきことは多いし、文書公開基準だけを考えても、公表する基準だけで一律に対応しきれるものではないことは当然である。内部的には業務遂行に即した細かい基準をもうけたり、さらに現実には個々の案件に即した柔軟な判断を下す必要のあることは言うまでもない⁽⁶⁾。国や地方自治体のアーカイブズでは、こうした点についてもすでに試行錯誤や研究が重ねられている⁽⁷⁾。

したがつて本稿の議論は、文書公開を論じるにあたつての入口にすぎないことは十分に承知している。ただ大学アーカイブズでは、とりわけ法人文書の公開については、ごく一部の大学を除いてまだ実務経験がきわめて少ない。これから大学アーカイブズが文書公開についての議論を本格化させるにあたり、その準備作業としてこの問題を論じることが必要であると考えた。

さらにこれまでの研究では、文書公開基準を積極的に外部へ公表するものとして認識する視角が、比較的弱かつたようと思われる。文書公開に関する理念を内外へ示すものとして、積極的に公表する文書公開基準は独自の意味を持つており、これについて論じることにより、日本のアーカイブズの発展に寄与することができよう。

また、従来の文書公開基準に関する議論は、ややもすると公文書（事務文書）に関心が集まっているように思われるるので、ここではそれ以外の文書（個人文書）も視野に入れて論じた⁽⁸⁾。

一 国立大学アーカイブズと独法情報公開法

本章では、国立大学（国立大学法人）のアーカイブズ機関が所蔵する文書の公開と情報公開法の関係について確認する。これは、国立大学アーカイブズの文書公開基準を論じる前提として、情報公開法がきわめて重要な位置にあるからである。なお、私立大学については情報公開法が適用されないので、章をあらためて第三章で論じる。

（一）アーカイブズ所蔵文書の適用除外

周知のように、国立大学は二〇〇四年四月一日をもつて国立大学法人となつた。これにともない、国立大学の事務文書は行政文書から法人文書となり、情報公開法についても、行政情報公開法ではなく「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（二〇〇二年一〇月一日施行、以下、「独法情報公開法」と略記する）が適用されるようになつた。

独法情報公開法において、アーカイブズ機関との関係を規定している基本的な条項は第二条第2項である。ここでは、この法律の対象となる「法人文書」の定義を定めている。それによれば、法人文書とは「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録〔中略〕堀田〕であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。」とされている。ただし同項第一号において、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として

発行されるもの」は除外するとしている。

つまり国立大学に即していえば、当該大学の事務文書はもとより、販売を予定されていない当該大学の刊行物、さらには個人や当該大学以外の団体の文書（以下、「個人・団体文書」と略記する）も対象に含まれる。国立大学において、不特定多数の者に販売する目的で発行される刊行物はきわめて限られているから、一般図書や当該大学以外が発行する新聞・雑誌でないものは、全てこの法律の対象になつていると考えられ、きわめて広い範囲にわたつている⁽⁹⁾。

そしてとくに重要なのが、第二条第2項第二号である。これによれば、「政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は、この法律の対象である法人文書からは除外される。すなわち、アーカイブズ機関が所蔵している文書は、独法情報公開法の対象ではないことになる。

(II) 適用除外の条件

しかし、適用除外の条件になつている「特別な管理がされている」と認められるための要件が問題である。これについては政令で定めるとされているが、その政令とは「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」（二〇〇一年一〇月一日施行、以下、「独法情報公開法施行令」と略記する）である（本文末尾に資料①として抄掲した）。

まず「政令で定める公文書館その他の施設」であるが、これは独法情報公開法施行令第一条（第1項）に規定さ

れている。そこでは、国立の公文書館や博物館、美術館のほか、「保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの」も、政令で定める施設として認められることになつていて、国立大学アーカイブズはこれに該当する。そして総務大臣の指定を受けるためには、「政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされている」（前述の独法情報公開法第二条第2項第二号）必要があるが、その要件を具体的に示すのが独法情報公開法施行令第二条である。

独法情報公開法施行令第二条のうち、公開基準の問題に直接関連するのは第三号である。第三号の冒頭は、「次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと」とされている。すなわち、「次に掲げるもの」（後述のイ～ハ）を除いては、公開制限をおこなつてはならず、しかも利用者によつて公開の範囲を変えてはならないということである。これは、この部分だけを読めば、アーカイブズに所蔵されている文書は、基本的に公開されるべきものであるという重要な論点を示しているようにも思われるが、問題は公開制限の範囲を示す第三号イ～ハの内容である。条文上は例外条項であるが、かなり幅広い範囲が想定されている。

イ～ハのうち、口は、文書の寄贈者・寄託者が公開の制限を条件として寄贈・寄託した場合である。またハは、文書を利用することによつて、破損や汚損を生じるおそれがある場合に、その原本の公開を制限することができるときれている。

問題となるのはイである。イの条文は次のようになつていて、

当該資料に法〔独法情報公開法＝堀田注〕第五条第一号、第二号及び第四号イに掲げる情報が記録されないと

認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般的な利用を制限すること。

ここで第一に留意するべきは、このイによつて公開を制限する場合、問題となる部分のみの制限にとどめなければならないことである。つまり、当該文書の中に公開を制限しなければならない情報が記録されているからといって、その文書全部を非公開にしてはならず、可能な部分については公開しなければならない。

（三）公開制限事項としての独法情報公開法第五条

さて、イにおいて公開制限の内容として指定されている独法情報公開法第五条であるが、これは現用（保存期間が満了していない）法人文書の開示義務について規定したものである（本文末尾に資料②として掲載した）。しかし実際には、条文のほとんどは開示義務が除外されるケースの説明に費やされている。ここではアーカイブズが所蔵する文書の公開制限に関する第一号、第二号及び第四号イについて確認する。

まず第一号であるが、ここでは「個人に関する情報」が開示義務の例外事項として挙げられている。この「個人に関する情報」であるが、「独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律」第二条第2項が、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」であると定義していることから、死者の情報を含んでいると考えられる。さらに、氏名のほか、その情報によつて、あるいは他の情報と照合することによつて、当該個人が特定しうる場合も対象に入つてゐる。さらに、当該個人が特定できなくても、その情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものも同様である。

ただし、第一号イ～ハに掲げられているものについては、開示義務の例外事項とするにあたらないとされている。イは、法令や慣行によりすでに公にされている、あるいは将来的に公にすることが予定されている情報である。口は、人の生命・健康・生活・財産を保護するために公開が必要とされる情報である。

とりわけ重要なのはハである。当該個人が国家公務員や地方公務員、独立行政法人等や地方独立行政法人の役員及び職員であつて、当該情報が「その職務の遂行に係る情報」である場合は、その職と職務遂行上の内容に限つては開示することになっている。この規定がなければ、例えば国立大学の法人文書はそのほとんどを開示できないことになり、情報開示制度の用をなさないであろう。

次に第二号であるが、ここでは、国や独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人以外の団体に関する情報、もしくは当該個人が営む事業に関する情報が開示義務の例外事項として挙がっている。具体的には、当該団体や当該個人の権利や競争上の地位などの正当な利益を害するおそれのあるもの（同号イ）、独立行政法人等から公にしないとの条件で提供されたもので、諸種の事情から合理的な理由があると考えられるもの（同号ロ）である。ただし、人の生命・健康・生活・財産を保護するために公開の必要が認められる場合は、例外事項から除かれる。

最後の第四号イは、国や独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人がおこなう事業に関する情報で、これを公にすることによつて、国の安全や他国・国際機関との信頼関係や交渉上の利益が損なわれるおそれのあるものである。

このように、国立大学アーカイブズ及びそこに所蔵される文書は、独法情報公開法の対象から外されるとはいうものの、実際には同法の強い影響下に置かれているのである。

以上、本章では、国立大学アーカイブズの所蔵文書を独法情報公開法の対象から除外するために必要な条件につ

いてみてきた。もし、総務大臣からアーカイブズ所蔵機関として指定を受けなければ、所蔵文書は何十年、何百年前のものであろうとも全て現用の法人文書として、情報開示請求の対象とされる。その開示までに必要な手続きはきわめて多く、開示請求をしてから開示まで最大で三〇日かかることがある。歴史的文書の公開を促進する観点からはもちろん、当該大学の事務職員の負担軽減のためにも、国立大学はアーカイブズ機関を設置し、総務大臣の指定を受けるべきである。

二 国立大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題

本章では、前章で確認した、独法情報公開法がアーカイブズ所蔵文書について規定した内容をふまえたうえで、国立大学アーカイブズの文書公開基準の現状と問題点について論じる。

(一) 名古屋大学大学文書資料室の文書公開基準

まず本節では、名古屋大学大学文書資料室（以下、「資料室」と略記する）の文書公開基準を定めた、「名古屋大学文書資料室利用規程」（二〇〇四年四月一日施行、以下、「資料室利用規程」と略記する）を例に、国立大学アーカイブズの文書公開基準の現状を紹介する。

次節で述べるように、国立大学アーカイブズの文書公開基準は、大学によって異なる点も少なくない。その中で

資料室利用規程は、筆者が勤務する大学アーカイブズの文書公開基準であると同時に、北海道大学、東北大学、京都大学、広島大学など、内容と形式が類似する例が最も多いうえに、論点も多く含んでいる。また、国立公文書館の文書公開基準が明記されている「国立公文書館利用規則」（平成二三年四月一日規程第七号）に準拠していることもあり、ここで取り上げるには最も適当であると考えた。⁽¹⁰⁾

（1）作成・取得後三〇年を経過していない文書の公開制限

さて、この資料室利用規程は一五条から成っているが、文書の公開基準に直接関わるのは第3条とその別表のみである（本文末尾に資料③として掲載）。しかし、分量的にはそれだけで全条文の約半分を占める。

まず第3条の主文（第1項）は、「資料は、一般の利用に供するものとする。」ときわめて簡略である。しかし、資料室の所蔵文書は原則として公開していることを示したもので、大変重要な一文である。また前章で見たように、総務大臣の指定を受けて、所蔵文書を独法情報公開法の適用から除外するためにも必要である。

そして同条第2項以下では、主文の規定にもかかわらず、公開が制限されるケースが述べられている。ここで最初に留意すべきは、対象となる文書に第2項以下の条件にあたる情報が含まれていたとしても、必ず公開を制限しなければならないわけではなく、「資料の一般の公開を制限することができる。」とされていることである。ここでも、文書の公開を第一義とする立場が示されている。

まず第2項であるが、その第一号の主文に重要な条項が見られる。ここには、同号のイとロに列挙されている情報が含まれる場合、当該文書の一般公開を制限できる旨が書かれている。前章でも確認したように、その制限はその情報が記録されている部分に限るのであって、当該文書の全てが非公開にされるのではない。

そしてこの第一号の主文で最も重要なのは、「その作成又は取得した翌年度の四月一日から起算して三〇年を経過していないものに限る。」というただし書きである。つまりこれは、作成・取得してから三〇年を経過した文書については、第一号による公開制限の対象から除外されることを意味する。

この作成・取得後三〇年という年限は、前章で述べた独法情報公開法や同法施行令にはないものである。同法を厳密に解釈すれば、作成・取得して何十年、何百年経過しても公開制限の対象になってしまう。そこで、一定の年限をもうける必要がある。

そこで適用されたのが、いわゆる「三〇年原則」である。この原則は、一九六八年の第六回ICA（国際文書館協議会）大会の決議・勧告・要望の中で言及され、広く世界に提示されたもので、現在でも世界基準として参照されつづけている。そこでは、公的な文書については、公開の「閉鎖期間」が三〇年を超えないようにすることが提言され、さらに私的な文書についても公的文書に準拠するとされている。⁽¹⁾

それでは以下において、この第一号で規定されている、作成・取得後三〇年を経過していない文書の公開制限事項について概観する。

第一号は、作成・取得後三〇年を経過していない文書というただし書きを除けば、前章で確認した、独法情報公開法の適用が除外されるアーカイブズ機関として総務大臣の指定を受けるために必要な、独法情報公開法第五条第一号と第二号の条項からとつたものである。

第一号イは、独法情報公開法第五条第一号に相当し、「個人に関する情報」の公開制限である。すでに前章第三節で述べたので詳しくはくり返さないが、すでに公にされているか公にされることが予定されている情報（1）、人の生命・健康・生活・財産を保護するために公にすることが必要な情報（2）、当該個人が国家公務員や地方公

務員である場合で、その職や職務遂行上の内容に関する情報（⁽³⁾¹²）、以外の「個人に関する情報」の公開を制限することができる。また前述のように、「個人に関する情報」とは、当該個人の生死を問うものではないと考えられており、⁽¹³⁾そうした個人が特定できる情報、さらに当該個人の権利利益を害するおそれのある情報の全てを指している。

第一号口は、独法情報公開法第五条第一号に相当する。ここでは、国や地方公共団体等を除く団体に関する情報、および当該個人の営む事業に関する情報は、公開を制限することができることが規定されている。具体的には、公にすることにより当該団体・個人の正当な利益（権利や競争上の地位など）を害するおそれがあるもの、本学（名古屋大学）から公にしないとの要請をうけて提供され、公開制限をする合理的な理由のあるものである。それでも、人の生命・健康・生活・財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報はその限りではない。

第二号と第三号は、当該文書の作成・取得後の経過年数を問わない規定であるが、ここでふれておく。第一号は、寄贈者・寄託者の希望により、公開を一定期間制限することについて規定している。これは、前章第二節で確認した、独法情報公開法施行令第二条第三号口に由来している。第三号は、当該文書を利用することによってその原本が破損・汚損する場合の公開制限である。同じく独法情報公開法施行令第二条第三号ハからとつたものである。

（2）作成・取得後三〇年を経過した文書の公開制限

次に、資料室利用規程第3条第3項であるが、ここでは第2項第一号で定めた文書を除く文書、すなわち作成・取得後三〇年を経過した文書の公開制限について規定している。前述のように、独法情報公開法や同法施行令は、作成・取得後の経過年数によつて文書を区別していないので、この第3項は情報公開法に由来するものではない。

さて、ここで公開制限の事由になつてているのも、三〇年を経過していない文書について規定した第2項第一号にいう「個人に関する情報」である。ただし、それは資料室利用規程末尾の別表（本文末尾の資料③を参照）の範囲内に限られる点が大きく異なっている。

この別表で示される情報の範囲とは、当該情報を公にすると当該個人の権利利益を不当に害するおそれのある「個人の秘密」である。「個人の秘密」が他人に知られたくない自己情報であるとすれば、ほぼプライバシーの概念にあたる。いずれにしても、秘密にしているか否かを問わず、当該個人が特定できる全ての情報が含まれる「個人に関する情報」一般に比べると、その範囲はかなりせまくなっている。⁽¹⁴⁾

また、当該文書の作成・取得後の経過年数によつて、公開制限の事由が三段階に分かれている。ここでは仮に、三〇年以上五〇年未満を第一段階、五〇年以上八〇年未満を第二段階、八〇年以上の第三段階として話を進める。

それぞれの段階には、該当する可能性のある情報類型の例が列挙されている。ただし、第一段階の該当類型例は、第一段階の欄に加えて、第二段階、第三段階の欄に記されている類型例を合わせたものと考えられる。第二段階の場合は、第二段階、第三段階の欄を合わせたものである。そこで、最も範囲のせまい第三段階から検討する。

第三段階の公開制限の対象となるのは、当該情報を公にすることで当該個人の権利利益を不当に害するおそれのある「個人の特に重大な秘密」とされ、門地、遺伝病・精神疾患その他の健康状態、犯罪歴・補導歴が挙げられている。総じていえば、公になることによつて、不当で深刻な差別をまねきかねない情報であるといえる。

第二段階になると、「特に」がなくなつて「個人の重大な秘密」とされ、該当類型例に国籍・人種・民族、家族・親族・結婚、信仰、思想、伝染病・身体障害などの健康状態が加わっている。差別を誘発する情報であるおそれのある情報であることは変わらないが、現在においては、差別につながることが相対的に低いと考えられるものであ

る。また、家族・親族・婚姻といった、本人以外の情報が含まれているのも特徴といえる。

第一段階では、学歴・職歴、財産・所得、採用・選考・任免、勤務評定・服務が加わる。これらは、第二段階までの類型例とはかなり性格を異にしている。つまり、第二段階、第三段階の類型例は私的情報（職務上における犯罪は私的情報とはいえないかもしないが）であるのに対し、第一段階で加わった類型例には概して公的な性格が強い。

ただし別表の備考において、各段階の類型例はあくまで該当する可能性を例示したにすぎず、この表の適用には諸種の観点を考慮して個別に対応すべきことが付記されている。

次に、第3条第4項も、作成・取得してからの三〇年を経過した文書の公開制限に関する規定である。

それは、同条第2項第一号口に掲げる情報であつて、なおかつ同条第4項第一号、第二号に掲げられているものとされている。

すでに前項で述べたように、第2項第一号口に掲げる情報とは、国及び地方公共団体（及び独立行政法人等）を除く団体、もしくは当該個人が営む事業に関する情報である（ただし、人の生命・健康・生活・財産の保護するため公にする必要と認められる情報は除外）。ただし、そもそもこの第2項第一号というのは、作成・取得してから三〇年を経過していない文書を対象としているので、この第4項の対象は、それ以外の、つまり三〇年を経過した文書である。

第4項第一号では、国及び地方公共団体（及び独立行政法人等）以外の団体、もしくは当該個人が営む事業に関する情報において、当該団体と当該個人の権利を害するおそれがあるものが公開制限されている。三〇年を経過していない文書と異なるのは、「競争上の地位その他正当な利益」（第2項第一号口1）が含まれていない点である。

三〇年を経過した文書の方が、ここでも公開制限の幅がせばめられているといえる。

ただし、第4項第二号では、「競争上の地位その他正当な利益」であつても、「不正競争防止法」（一九九四年五月一日施行）が定義する「営業秘密」に該当し、公にすることにより当該団体や当該個人の利益を不当に害するおそれがある場合は公開を制限できることを規定している。不正競争防止法が定義する「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」である。⁽¹⁵⁾

なお、この第4項第二号による公開制限は、作成・取得してから八〇年を経過した文書については対象から除外される。

（二）他の国立大学アーカイブズとの比較

所蔵文書を独法情報公開法の適用から除外する機関として総務大臣の指定を受けている国立大学アーカイブズの文書公開基準は、内容・形式的に類似している部分も少なくない。しかし、全く同じというわけではなく、顕著な相違点も見られるし、中には特徴的な条項をそなえている大学もある。

そこで本節では、前節で見た名古屋大学の事例と比較しつつ、他の国立大学アーカイブズの文書公開基準について検討し、同時に名古屋大学を含めてそれらの問題点を指摘する。ここで取り上げる国立大学アーカイブズは、名古屋大学大学文書資料室のほか、北海道大学大学文書館（北海道大学大学文書館利用内規）、東北大学史料館（東北大学史料館利用規則）、東京大学史史料室（東京大学史史料室利用規則）、金沢大学資料館（金沢大学資料館利用

規程)、京都大学大学文書館(京都大学大学文書館利用要項)、広島大学文書館(広島大学文書館利用内規)、九州大学大学文書館(九州大学大学文書館利用規程)である(カッコ内はその文書公開基準にあたる規則類)。いずれも、それぞれのホームページで公表されている。

この八つの国立大学アーカイブズにおいて、最も考え方の相違が見られるのは、当該文書を作成・取得してから三〇年を経過しているか否かによって、公開制限事項を変えるのか否かという問題である。

前節で述べたように、名古屋大学では、三〇年を経過していない文書については独法情報公開法第五条に基づき、さらに三〇年を経過した文書については、公開制限事由を「ごく簡単にいえばプライバシー保護と営業秘密に限つて」いる。これは、国立公文書館利用規則の考え方を踏襲したものにほかならない。名古屋大学のほか、北海道大学、東北大学、京都大学、広島大学がこれにあたる。これをここではA型とする。

これに対し、東京大学、金沢大学、九州大学は、経過年数に関係なく、一律に独法情報公開法第五条の規定を適用する考え方をとっている。これをB型とする。

公開制限の範囲としては、単純に考えるとA型よりもB型の方が広くなっている。国立公文書館利用規則がある以上、普通に考えればB型まで公開制限の範囲を広げなくても、A型の範囲で十分という考え方もある。ただし、独法情報公開法第五条は、文書の作成・取得後の経過年数の区別をしていないから、独法情報公開法および同法施行令の規定に忠実なのはB型であり、これが法的には最も無難であることはまちがいない。確かに「三〇年原則」は国際標準ではあるけれども、基本的に国際法的な拘束力はない。独法情報公開法および同施行令を厳密に適用された場合、A型の経過年数規定の不備を指摘される危険性は否定できない。

さらに、これはA、Bを問わないが、「公開を制限することができる」、という表現はどうであろうか。独法情報

公開法施行令第二条第三号イイハには、「公開を制限すること」とある。これを、該当事項の全ての公開を制限しなければならない、と解釈すべきかどうかは難しいところだが、制限の可能性を規定しているにすぎないと断言できる根拠もないのである。

このように厳密にいえば、国立公文書館利用規則ですら法的基盤は決して強固とはいえないことを認識し、議論を重ねていくべきであろう。しかし、これを抜本的に解決するには、国立公文書館利用規則の内容を行政情報公開法と独法情報公開法と対等の法律として確立し、両者の矛盾を取り除くべきである。

ただいざれにしても、A、Bにかかわらず、多かれ少なかれ共通しているのは、文書公開基準におけるアーカイブズ機関の長の裁量権が広いことである。これでは、条文に該当する部分が見つかった場合に、その公開を制限すべきか否かを判断する、さらに詳細な基準をもうけておかなければ、実際の運用はとても不可能であろう。⁽¹⁶⁾ ただ、そうした詳細な基準まで一般に公表するか否かは検討の余地があり、これは本稿の論じる範囲を超える。

ただその意味で注目されるのは、広島大学と北海道大学である。広島大学文書館利用内規の第5条には、同内規による公開制限に対しても文書館長へ不服を申し出しができるが、文書館長は文書館運営委員会に諮つたうえで、遅滞なく回答をおこなうとの条文が見られる。これは、国立公文書館利用規程第6条の条文をそのままとつたものだが、ほかの七大学では採用されていない。この不服申し立ての条項は、確かにアーカイブズ機関にとつては手間がかかるが、原則公開の中での公開制限の正当性を担保するためには必要な制度だと思う。

また、北海道大学大学文書館利用内規には、不服申し立ての条項はないが、第6条第2項において、公開制限の是非を判断するために、一〇日程度の日数を要する場合があるとされている。これは国立公文書館利用規則に由来するものではなく、同文書館独自の規定であろう。この規定があまり頻繁に適用されるのも問題ではあるが、国立

公文書館などと異なり、スタッフの数が限られている大学アーカイブズにおいては、あるいは必要な条項かもしない。

次に形式面においては、独法情報公開法第五条の中の必要な条文を具体的に示す大学と、第五条第一号、第二号および第四号イなどと、条文の番号などを示すにとどめるの大学の二つに分かれる。前者が多く、後者は金沢大学と九州大学だけである。

前者は、わざわざ独法情報公開法を参考する必要がないという意味ではすぐれている。しかし、それではその条文が分かりやすいかというと、とてもそうはいえない。筆者の読解力が低いのかもしれないが、少なくとも相当に熟読しなければ文章の構造を理解することは難しいようと思われる。条文を再編成するか、作成・取得後の経過年数別に、公開制限の対象となる範囲を表などによつて図示する必要がある（現状でも別表があるが、これは公開制限範囲の一部を示しているにすぎない）。後者は、その内容を確認する際に独法情報公開法を参考しなければならないという不便は否定できないが、その手間をかければ、かえつて条文の構造が理解しやすい。参考資料として、⁽¹⁷⁾ 独法情報公開法第五条の条文を添付するのが適切であろう。

さらに、独法情報公開法第五条第四号イに由来する、国の安全が害されるおそれ、他国および国際機関との信頼関係を損なつたり、交渉上の不利益を生ずるおそれのある情報の公開制限については、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学にはその規定がない。本来は総務大臣の指定を受けるために必要とされる規定だが、大学の歴史に関する文書を収蔵する大学アーカイブズでは、該当する文書を扱うことはまずなく、支障が生じる可能性はきわめて低いと思われる。ただ個人文書については、大学史に直接関係しないものも一括して所蔵する可能性があり、その個人が国の政治に関わっていた場合を考えると、この規定を備えておいた方が安全ではある。

ところで、このような基準における様々な配慮にもかかわらず、公開の結果として第三者の権利利益を侵害してしまう可能性はある。これへの対応として、国立公文書館では、そうした場合はいつさいの責任を利用者が負うものと利用規則に明記している（第6条）。これにならって、前掲の八つの国立大学アーカイブズのうち、名古屋大学など四大学が同様の条文をもうけている（資料室利用規程では第4条¹⁸）。もちろん、これをもつて公開への配慮を怠つてはならないが、万一の事態にそなえる必要はある。

最後に、こうした文書公開基準を含む規定類の大学内における位置づけについて見ると、五大学が利用規則か利用規程、二大学が利用内規、一大学が利用要項になつていて、いざれも大学アーカイブズのホームページで積極的に公表しているので、学外に周知するという面では問題ない。ただ、さまざまな権利利益にかかる内容を規定されているものであることから、正式な規則や規程として定める方が望ましいようと思われる。その方が、学内の事務部局に対し、現用文書の開示とアーカイブズ所蔵文書の公開の関係を周知する意味でもよいだろう。

(三) 個人文書の公開基準

これまで述べてきたように、国立大学アーカイブズの文書公開基準の多くは、国立公文書館利用規則に準拠している。しかし、国立大学アーカイブズには、国立公文書館と大きく異なる点がある。

それは、国立公文書館では、近世以前の古文書や古書はともかく、近代以降の個人文書を基本的に所蔵していることである。国政にかかわった人物の個人文書は、国立国会図書館憲政資料室などの国の機関その他によつて保存・公開されており、その意味では役割分担がなされている。

これに対し、国立大学アーカイブズでは、法人文書とともに、当該大学の歴史にかかる個人文書も所蔵するところが一般的である。国立大学アーカイブズは、大学史の編さん室を母体として設立されるケースが多く、当初から個人文書を多く所蔵している。将来的には、法人文書が公開文書の主要な一角を占めるようになるだろうが、現状でそのような体制が整っているのは、おそらく京都大学などごく一部の国立大学にすぎず、実際には法人文書以外の個人文書等の比重がかなり高い。また、当該大学以外の団体、前身学校や同窓会などの事務文書を所蔵することもある。⁽¹⁹⁾そもそも、国立大学が法人文書を扱う文書館と個人文書等を扱う歴史資料館を別個に持つことは現実的に難しい。そして日本では、大学の歴史は基本的に前近代まではさかのばれないから、所蔵する個人文書も近代以降のものにならざるをえない。

はたして、近代以降の個人文書等に対し、これを本来所蔵していない国立公文書館の利用規則に由来する文書公開基準で十分に対応できるであろうか。以下、資料室利用規程を例に考えてみる。

まず、作成・取得して三〇年を経過していない文書については、「個人に関する情報」が問題となる。すでに前章で確認したように、当該個人が国や地方公共団体、独立行政法人等の職員である場合、その職務の遂行にかかわる部分は公開制限の対象にはならない（個人名は対象になるが）。しかし実際の個人文書には、職務の遂行にかかわらない部分が多く含まれている場合も多い。しかも、元職員の場合は、職員でなくなつてからの文書が含まれている場合もある。また、卒業生の個人文書はどうか。卒業生は職員であるとはいえないでの、職務の遂行にかかわるか否かに関係なく、公開制限の対象となる「個人に関する情報」は膨大なものとなる。しかも、「個人に関する情報」でいう「個人」とは、文書を寄贈した個人以外の全ての個人も含むのである。

以上の事項を逐一検討し、必要な部分にマスキングなどをして公開にそなえることは大変な作業になるし、現実

的に公開は不可能であるといわざるをえない⁽²⁰⁾。ただし実際には、作成された瞬間から情報公開法による情報開示請求の対象となる行政文書や法人文書と異なり、個人文書を作成されてから三〇年を経過していない段階で公開する義務はないし、またその必要もほとんどないようにも思われる。寄贈した個人が特に望まない限り、原則非公開にすることも一つのやり方である。

それでは、三〇年を経過した個人文書はどうか。この場合、資料室利用規程では、すでに述べたようにプライバシー（個人の秘密）保護による公開制限に切り替わる。すでに見た第3条の別表があつたとしても実際の判断が容易でないことは本稿の範囲を超えるが、これであればまがりなりにも公開は可能である。

ただ前節のB型の文書公開基準は、三〇年を経過しているか否かにかかわらず、あらゆる「個人に関する情報」が公開制限の対象となる。確かに現状の規定では、その該当部分の全てを公開制限する必要はなく、該当部分の中から公開制限が必要であると考えられる部分をアーカイブズ機関の長が判定することになっている。ただそれでも資料室利用規程（A型）に比べると、公開を制限せざるをえない部分がかなり増えるのではないかと思われる。しかも前節で指摘したように、該当部分の公開制限の程度についても（全てか選択のうえか）、独法情報公開法との法的整合性が万全であるとはいえない。

いずれにしても、個人文書の公開にはかなりのハードルがあり、作成から三〇年を経過してもその個人（個人文書の原所有者）は生存している可能性が高く、公開制限を緩和する画期を三〇年にするか否かについては再検討の余地がある。

その一方で、資料室利用規程では、「特に重大な個人の秘密」は八〇年以上経過しても公開できない場合があることになつてゐる。個人文書は、公文書に比べてプライバシーにかかる情報が掲載されている可能性が高く、慎

重な議論が必要ではあるが、無期限に公開を制限できる余地を残すことが適切かどうか。実際、日本の地方自治体アーカイブズでは、最長一〇〇年という有期限をもうけている例があり、諸外国でも当該個人の死後何年という有期限が設定されている例がある。⁽²¹⁾ これについても再検討する余地はあろう。

（四）地方自治体アーカイブズの文書公開基準

次に、さらに議論を進めるための材料として、都道府県のアーカイブズ（文書館、公文書館）の文書公開基準について検討する。ただし、これまでと同様に、アーカイブズのホームページで積極的に公表されているか、当該都道府県のホームページから検索できる例規集に掲載されているものに限る⁽²²⁾。

地方自治体のアーカイブズは、そのほとんどが法人文書と個人文書を両方とも取り扱っている。その意味では、親機関の性格や規模は異なるものの、所蔵文書の構成という点においては、国立大学と地方自治体のアーカイブズは共通点が多い。

まず形式の面から検討すると、都道府県のホームページから検索できる例規集から分かる範囲では、ほとんどがアーカイブズの名前を冠した「条例」や「条例施行規則」、「規則」、「管理規則」といった名称の規則類の中で文書公開のあり方にふれている。ただ国立公文書館や国立大学アーカイブズのように、「利用規則」や「利用規程」といった名称はごく少ない。

また、こうした文書公開基準をアーカイブズのホームページにおいて積極的に公表する例は、福井県文書館などがあるがきわめて少なく、多くは個人情報やプライバシー、人権などに配慮して公開を制限することがある、とこ

とわるにとどまつてゐる。しかも、ほんどうが文書公開基準を含んだ条例等が存在することも積極的には告知していない。少なくとも文書公開基準の所在は、アーカイブズのホームページで明らかにする必要があるようと思われる。

次に内容面について検討する。なお、原本の汚損・破損のおそれ、寄贈・寄託者の意向による公開制限については、どの都道府県でも共通しているし、国立公文書館や国立大学アーカイブズも同様なので、検討の対象からは除く。

さて、都道府県アーカイブズの条例や規則などにおける文書公開基準は、きわめて簡潔なものから具体的なものまで実に様々であり、統一的な傾向を論じることはほとんど困難なほどである。そこでここでは、直接的には神奈川県の例を取り上げる（神奈川県立公文書館条例、同条例施行規則）。

神奈川県の文書公開基準は、簡潔で抽象的な傾向にある多くの都道府県に比べ、条文がかなり具体的であるといいういちじるしい特徴を持つていて、同時に、きわめて多くの論点を含む内容になつていて。都道府県アーカイブズの文書公開基準の代表例とはいえないが、本稿にとつては最も適当な事例といえる。この神奈川県の条文を具体的に検討しながら、他の都道府県の傾向と比較しながら検討を進める。

今回、比較の対象としたのは、北海道（北海道立文書館管理規則）、栃木県（栃木県立文書館管理規則）、千葉県（千葉県文書館管理運営規則）、新潟県（新潟県立文書館規則）、長野県（長野県立歴史館管理規則）、愛知県（愛知県公文書館規則）、福井県（福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則、福井県文書館が保存する文書等の一般の利用に関する要綱）、広島県（広島県立文書館管理規則）、徳島県（徳島県立文書館利用規程）沖縄県（沖縄県公文書館管理規則）である。⁽²³⁾

まず神奈川県立公文書館条例であるが、その第5条において重要な規定がある。

本文（第1項）では、「個人に関する情報」やその他の規則で定める情報が公開制限の対象になることが述べられている。この「個人に関する情報」については、本章第一節や第二節で述べたように、国立公文書館や多くの国立大学アーカイブズが、三〇年を経過していない文書に限つてその全てを公開制限の対象に挙げている。

しかし、これは前掲の一〇都道府県ではむしろ少数派である。多くは表現の方法の違いや条文の粗密はあるものの、「個人に関する情報」全部ではなく、個人や団体の知られたくない秘密（プライバシー）の保持、権利利益などを侵害する場合に限定している。

次の第2項では、「個人に関する情報」の記載によつて公開を制限する際にも、当該文書のそれ以外の部分は公開しなければならないことが述べられている。これは、国立大学アーカイブズと共通している。ただ、公開制限の対象となる情報とそれ以外の情報を、容易にかつ閲覧請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できる時、という留保が付せられている点が異なつていて、前掲の一〇都道府県でも、神奈川県のような表記は北海道だけであるが、「全部または一部」の公開を制限するといった表記は多く、当該文書全部を非公開とする可能性は残している。

次に、神奈川県立公文書館条例施行規則（本文末尾に資料④として抄掲した）であるが、まず注目されるのは、第4条第1号に規定された、「個人に関する情報」（公務員や独立行政法人等の職員の職務遂行上における内容は除く）の記載がある文書の公開制限である。これは、多くの国立大学アーカイブズと同様に、独法情報公開法第五条第一号に規定された不開示情報にほぼ等しい。しかし前述のように、こうした「個人に関する情報」一般を公開制限の項目としてあげている例は、沖縄県公文書館や福井県文書館などがあるものの、むしろ少数派に属する。

また第4条第2号に規定されている、当該団体や当該個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報の公開制限は、やはり多くの国立大学アーカイブズと同様に、独法情報公開法第五条第二号の不開示情報にほぼ等しいもの

である。前掲の一〇都道府県のうち、表現方法は様々であるものの、神奈川県のほか北海道、栃木県、千葉県、長野県、福井県、沖縄県に類似の内容が見られるが⁽²⁴⁾、残りの四つには見られない。

次の第4条第3号は、当該県（神奈川県）の機関相互、および当該県とその他の行政機関との審議や協議に関する情報で、閲覧に供することによつて、率直な意見交換や意思決定の中立性を不當に損なつたり、当該県民の間に不當に混乱を生じさせたり、特定の者に不當に利益や不利益を及ぼすおそれがあるものの公開制限である。また第4条第4号は、当該県その他の行政機関や独立行政法人等がおこなう事務または事業に関する情報で、当該事務または事業の適正な遂行に支障をおぼすおそれがあるものである（ア～オとして例を明記）。さらに第4条第6号は、犯罪の予防・捜査、個人の生命・身体・財産の保護など公共の安全の確保のため、閲覧に供しないことが適当と認められる情報についての公開制限である。

これら第4条第3号と第4号、および第6号の一部（犯罪の予防と捜査、公共の安全）の規定は、独法（行政）情報公開法第五条第三号と第四号口～トにおける不開示情報とほぼ同じであるが、いずれも国立大学アーカイブズが総務大臣の指定を受けるための条件には含まれていない（独法行政情報公開法施行令第二条第三号）。したがつて、国立大学アーカイブズや国立公文書館の文書公開基準では、公開制限の対象に入れられていない。

前掲の一〇都道府県の中で、第3、4、6号にあたる全ての内容が条文に含まれている例はない。また、第3号に該当する例も神奈川県のみである。第4号は、栃木県と福井県にほぼ同じ意味の条文があり、第6号は沖縄県と福井県に類似の条文が見られるが、いずれも少数派である。ただし第3、4、6号のいずれにも該当しない都道府県でも、ほとんどが「公益上の理由」という言葉を用い、これにより公開が不適当であると判断された場合の公開制限を定めている（北海道、新潟県、長野県、愛知県、広島県）。

また、第4条の規定全部に対し、「自己に関する情報および事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」との留保が付けられたうえで、同条第8号の例外規定が述べられている。この内容は、神奈川県個人情報保護条例における本人による本人の個人情報開示請求に関する規定に対応するためのものと思われ、国立公文書館利用規則（第4条第一号イ(4)、同条第2項）に類似している。

最後に、作成・取得後の経過年数による公開制限の変更について検討する。これについては、三〇年を経過したか否かによつて公開制限を区別するもの（栃木県、千葉県、愛知県、福井県、徳島県、沖縄県）と区別を明記しないもの（北海道、神奈川県、新潟県、長野県、広島県）に大別される。さらに前者については、三〇年を経過しない文書は原則として全て非公開という措置がとられる場合（千葉県、愛知県、徳島県）と、公開制限を変更する場合（栃木県、福井県、沖縄県）がある。

三〇年を経過すると公開制限を変更する三県についても少しだけ検討すると、沖縄県は国立公文書館および国立大学アーカイブズ（前節のA型）に類似し、三〇年を経過するとプライバシーによる公開制限に切り替わる。プライバシーによる公開制限の事例を経過年数別に表した別表も、国立公文書館利用規則のものに準拠している。福井県は、三〇年を経過しない文書については、福井県情報公開条例に基づいて公開するとき、三〇年を経過した文書についてのみ、「福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則」を適用するとしている（「福井県文書館が保存する文書等の一般の利用に関する要綱」）。栃木県では、三〇年を経過しない文書の利用を制限できると書かれている。

このように、経過年数による区別を明記していない都道府県も多いものの、明記する場合は三〇年原則が適用されている。ただその際に一つだけ留意されることは、三〇年を経過していない文書を原則非公開にする場合、現用文

書として原課に存在する文書は都道府県の情報公開条例によつて情報開示の機会があるのに、非現用文書として公文書館等に移管されたものについては、三〇年が経過するまで閲覧できないことである。⁽²⁵⁾ 情報開示請求から逃れる目的で公文書館等が利用されるようなことはあつてはならない。

すでにお分かりのように神奈川県立公文書館は、今回比較した都道府県の中では、公開制限の対象になる範囲が最も大きい事例といえる。実は、すでに検討した同文書館条例施行規則第4条の内容は、現用文書の公開義務（およびその例外事項）について定めた神奈川県情報公開条例第5条とほぼ同じである。つまり神奈川県では、経過年数にかかわらず、現用文書と非現用文書の公開制限事項は全く同じということになる。⁽²⁶⁾ これは、大学アーカイブズでいえば前節でいうB型に相当し、独法（行政）情報公開法および同法施行令に忠実な内容であり、法的妥当性は最も高い。しかし、国立公文書館ですらそこまでの制限をしていないことを考えると、やや自主規制をしすぎているきらいはある。

このように、都道府県の積極的に公表されている文書公開基準（方針）は、共通する部分はあるものの、多種多様であることがあらためて確認できる。また、条文の分量については、神奈川県立公文書館は例外の部類に属し、国立公文書館や国立大学アーカイブズに比べると、簡略かつ抽象的なケースが多い。そうした場合は、正式な規則にはなつていなくても、ある程度具体的な文書公開基準を誰でも容易に見られるような措置をしておくべきであろう。

こうしてみると、国立公文書館や国立大学アーカイブズの文書公開基準も、議論をする余地はいまだに大きいことが分かる。

三 私立大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題

ここでは、私立大学のアーカイブズの文書公開基準について、国立大学と比較しながら論じる。

私立大学のアーカイブズは、むしろ国立大学より長い歴史を持つており、その数もずっと多い。ただ、所蔵文書をアーカイブズ自らが活用して大きな成果を挙げてきた一方で、所蔵文書を一般に公開するという事業については、本格的に取り組まれはじめたばかりであり、この点では国立大学と似ている。そもそもどちらも歴史資料を取り扱う機関であることに変わりはなく、本質的には区別して論じる必要はないはずである。

しかし私立大学は、個人情報保護法（独法個人情報保護法ではない）が適用されること、独法情報公開法が適用されないこと、この二つの点において国立大学と異なっている。この2点は、文書公開基準を定めるにあたって少なくなる影響をうける可能性があるので、本稿では議論を分かりやすくするためにえて章を分けた。

(一) 私立大学アーカイブズと個人情報保護法

近年のパソコンやインターネットの普及による高度情報化社会の到来は、個人情報の流失の危険性を飛躍的に高めた。これをうけて、官民を問わず個人情報の適切な管理が求められるようになり、個人情報保護法制が整備された。

具体的には、国の行政機関に対しては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(二〇〇五年四月一

日施行、以下、「行政個人情報保護法」と略記する)が、独立行政法人等に対しても「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(施行日同じ、以下、「独法個人情報保護法」と略記する)が、その他の民間団体等には「個人情報の保護に関する法律」(施行日同じ、以下、「個人情報保護法」と略記する)が適用される。したがつて、国立大学には独法個人情報保護法が、私立大学には個人情報保護法が適用されることになる。

国立大学アーカイブズの文書公開基準は、法的には独法個人情報保護法に影響されない。同法は第二条第3項において、対象とする保有個人情報を、独法情報公開法第二条第2項が定義する法人文書に記録されているものに限定している。したがって、総務大臣の指定をうけたアーカイブズ機関であれば、その所蔵文書は対象から除外されることになる。

そもそも、これまで見てきたように、総務大臣の指定をうけた国立大学アーカイブズは、独法情報公開法および同法施行令によつて、文書に記録された「個人に関する情報」の一般公開からの保護を命じられている。しかも「個人に関する情報」には死者の個人情報も含まれると考えられ、独法個人情報保護法が取り扱う個人情報(生存する個人に関する情報)よりも範囲が広く、所蔵する歴史的文書についてはすでに個人情報保護への対応がなされているものと考えられる(もちろんアーカイブズ機関自身の事務文書は別である)²⁷⁾。

ただし、独法個人情報保護法は、当該個人(本人)からの個人情報の開示請求について詳しく定めており、これについてはアーカイブズでも独自の対応が必要と考えられる。すなわち、一般には公開が制限されている個人情報でも、その当該個人にまで公開を制限する必要は認められない場合が多いからである。国立公文書館ではこの点への配慮がなされており、行政個人情報保護法の制定をうけて、一部の例外を除き、当該個人に対しても個人情報を提供できる旨の規定が利用規則に追加された(第4条第一号イ(4)、同条第2項、第10条第2項)²⁸⁾。前節で挙げた八

つの国立大学アーカイブズの文書公開基準には、この規定を取り入れている例はないが、検討されてしかるべきであろう。

さて、私立大学であるが、そもそもそのアーカイブズ機関には個人情報保護法が適用されるのか。これにかかわるのが、適用の除外を定めた同法第五〇条である。

第五〇条では、適用が除外される個人情報取扱事業者および取扱目的が挙げられている。そしてその一つに「大學その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的」とある（第三号）。

もちろん私立大学は、「大學その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」にほかならない。ただし、私立大学が保有する全ての個人情報が個人情報保護法の適用を除外されると考へるのは無理がある。たとえば、私立大学の事務組織が、保有する教員や学生の個人情報の管理を怠つたり、気軽に外部へ提供してよいわけはない。もちろん、事務組織が個人情報を「学術研究の用に供する目的」で扱うことは一般的にはありえないから、事務組織や運営組織においては、私立大学といえども個人情報保護法の適用をうけるものと考えられる。実際に、ホームページなどにおいては、個人情報保護法および独自の個人情報保護規則に基づいて、個人情報の保護に取り組む旨を表明している私立大学がほとんどである。要するに問題は、その部局が保有する文書の利用目的が学術研究か否かにかかっている。

私立大学アーカイブズの所蔵文書は、高等教育史などの学術研究に利用される。第五〇条の規定は、利用目的の全部または一部がそれに該当すればよいことになつてるので、私立大学アーカイブズは適用除外と考えるのが妥当である。

もつとも、仮に個人情報保護法が適用されたとしても、アーカイブズの業務にいちじるしい支障が生じるかといえば、必ずしもそうとはいえない。個人情報取扱事業者（私立大学はこれに該当する）の義務を定めた同法第四章（第五条～第四九条）を見ると、個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）の正確性および最新性の確保（第一九条）、本人の同意を得ずに第三者に個人データを提供すること制限（第二三条）、個人データを保有していることの本人への通知（第二四条）などがあり、一見したところ大学アーカイブズの業務に相当な支障が予想される。しかしこの問題は、条文からも分かるように、所蔵文書の利用目的が誰にでも分かる形で公表されれば、ほとんどがクリアされるものと思われる。

逆にいえば、アーカイブズ機関はその所蔵文書の利用目的、つまり閲覧や複写などに供するということを、誰にでも分かる形で明らかにしておく必要がある。とくに事務組織の中にアーカイブズが置かれている場合、一般的な事務組織の所蔵文書とは利用目的が異なるということを、大学の内外に明示しておかないと、あらぬ誤解を生むことになろう。⁽²⁹⁾

そのうえでもう一つ問題となるのが、学術研究目的ではない利用者への対応である。所蔵文書の公開を学術研究目的に限定するのも一つの方法だが、それでは大学アーカイブズの存在意義を減殺させてしまいかねない。

そこで、全般的には利用目的の制限をおこなわず、個人データのみに限り利用を学術研究目的に制限するというやり方が考えられる。個人情報保護法第四章で個人情報取扱事業者の義務が規定されているのは、ほとんどが個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）に対するものなのであって、アーカイブズ所蔵文書全体に占める割合は少ないから、それほどの公開制限にはならないと思われる。

(二) 私立大学アーカイブズの文書公開基準

本節では、前節の枠組みをふまえたうえで、私立大学アーカイブズの文書公開基準について、これまで述べてきた国立大学のそれと比較しながら論じる。

そもそも私立大学アーカイブズの文書公開基準については、これを公にするか否かという点から論じる必要がある。

国立大学アーカイブズでは、独法情報公開法施行令第二条第四号の規定により、利用規則をもうけ、さらにそれが一般の閲覧に供されていなければ、総務大臣の指定を受けることができない。しかし、私立大学アーカイブズは情報公開法の適用を受けないから、そもそも総務大臣の指定を受ける必要もない。したがって、利用規則（文書公開基準）を公表する法的義務はない。現状を見ても、前章第二節で例として挙げた八つの国立大学アーカイブズは、いずれも文書公開基準をホームページに載せて積極的に公表しているが、私立大学アーカイブズでそうした例はきわめて少ない^⑳。

しかし私立大学は、国の高等教育政策を担う機関であり、政府など行政からの少なくない助成金を得ている以上、一般企業と同列には論じられない。したがって理念的には、利用者の身分によつて公開を制限しないのが最も望ましい。もしそうするのであれば、文書公開基準を積極的に明らかにしておくべきである。もちろん、全てを文書公開基準で解決できるはずもないが、大きな枠組みを示すことによつて、公開制限の公正性・正当性を担保しておきたい。ただそれでも、国立大学と同列に論じられないことも事実であり、研究目的であれば制限をもうげず、そうでなければ当該大学の関係者に限るというやり方もありうる。^㉑

さて、大学アーカイブズの所蔵文書の構成は、京都大学など一部の例外を除いて、現状では国立も私立もほとんど同じであると思われる。すなわち、当該大学の刊行物および当該大学の歴史に関係する個人・団体の文書が多くを占めている。ただし将来的には、国立大学アーカイブズは当該大学の事務文書（法人文書）も多く所蔵するようになり、私立大学アーカイブズとは様相を異にするようになるであろう。

これまで述べてきたように、現状の国立大学アーカイブズの文書公開基準は、主として法人文書を想定にした内容になつていて、それは独法情報公開法が義務づけるところである同時に、将来の国立大学アーカイブズ像を見えた内容であるともいえる。

しかし、私立大学の場合、将来的にいつても、事務文書が国立大学ほど所蔵文書の中心になる可能性は少ない。さらに法的な義務もないとすれば、個人情報保護法に留意しつつ、個人・団体文書を主に想定した独自の文書公開基準を作成する方が理にかなつていて、その論点は、前章第三節で述べたのでくり返さない。

それでも、私立大学にも文部科学省との往復文書などの公文書は存在するし、大学経営の根幹史料として重要な事務文書は確かにある。これを軽視するわけにはいかないので、公文書や事務文書については国立公文書館利用規則に準拠するとか、あるいは一般には公表しない内規をもうけて別個に対応するといつたやり方が考えられる。

ここで、ホームページで積極的に文書公開基準を公表している例として、早稲田大学大学史資料センター資料利用内規（以下、「早稲田利用内規」と略記）を見てみる。

早稲田利用内規（本文末尾に資料⑤として抄掲した）は、全体の構成としては国立公文書館利用規則に類似している。すなわち、総論的には一般的の利用に供することうたい（第4条）、そのうえで公開を制限できる事項を、当該文書が作成・取得されてから三〇年を経過している否かに分けて規定している（第5条、第6条）。また、原本

をいちじるしく汚損・破損させるおそれのある場合の公開制限（第7条）、公開制限に対する異議申し立ての規定（第8条）もある。

文書記載事項による公開制限は第5条、第6条である。第5条には「作成・取得後三〇年未満の資料等の公開制限」、第6条には「作成・取得後三〇年を経過した資料等の公開制限」と題目が掲げられ、しかもそれぞれの条文も簡潔でありながら抽象的すぎず分かりやすい。また、営業秘密による公開制限事項を別表にするなどの配慮もなされている。独法情報公開法第五条に配慮しながらも、法的にはこれに拘束される必要のない私立大学の特性を生かしている。

内容面での特徴は、三〇年を経過していない文書における「個人に関する情報」（早稲田利用内規では「個人識別情報」）について、公開制限の対象とする情報を「個人の権利・名誉を害するおそれがある情報」に限定していることである。国立大学アーカイブズの文書公開基準では、「個人に関する情報」の中からアーカイブズ機関の長が判断することになっているが、その判断によつては「個人に関する情報」が全て公開制限の対象になつてしまいかねない。その意味で、個人の権利・名誉を害するおそれのある情報（この判断も難しいが）の中から判断するという早稲田利用内規の規定は、原則公開の理念を徹底したものと評価できる。

その一方で、早稲田利用内規では、国立大学アーカイブズのように、国や地方自治体、独立行政法人等の職員（および早稲田大学の職員）の「個人に関する情報」（職務遂行上に関するもの）を公開制限から除外する規定がない。通常、これでは事務文書や公文書は実質的に公開できなくなるおそれもあるが、前述のように早稲田利用内規では「個人の権利・名誉を害するおそれがある情報」に公開制限事項を限定しているので、問題はないものと思われる。

また第1条において、この利用内規が「早稲田大学個人情報保護規程」の大学史資料センターにおける運用内規

として位置づけられていることも注目される。これは同センターが、個人情報保護法を視野に入れつつも、同法が適用される機関ではないことを示すものである。個人情報保護法への合理的な対応の一つの例であろう。

おわりに

以上本稿では、大学アーカイブズにおける文書公開基準について基礎的な考察をおこない、これから議論を深めていくにあたつての諸問題を指摘した。

本稿では第一に、国立大学アーカイブズと「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（独法情報公開法）の関係を詳細に分析し、同法が文書公開基準に及ぼしている影響について確認した。

国立大学アーカイブズは、公開までの手続きがきわめて繁多になる事態を避けるため、さらには当該大学の事務職員の負担軽減という観点からも、所蔵文書が独法情報公開法の適用から除外となる機関として総務大臣の指定を受ける必要がある。そしてそのためには、独法情報公開法および同施行令の規定に基づいて文書公開基準を策定し、これを一般に公表しなければならない。その際、文書に記載されている情報の内容による公開制限事項は、独法情報公開法第五条の一部に相当する。その結果、国立大学アーカイブズの所蔵文書には独法情報公開法が適用されないといつても、その文書公開基準は同法のきわめて強い影響下に置かれている。

本稿では第二に、第一の論点をふまえたうえで、地方自治体アーカイブズの例を参照しつつ、国立大学アーカイブズの文書公開基準の現状と諸問題について論じた。

名古屋大学大学文書資料室利用規程における文書公開基準では、当該文書が作成・取得されてから三〇年を経過しているか否かによつて公開制限事項が変わる。三〇年を経過していない文書については、独法情報公開法および同施行令によつて総務大臣の指定を受ける条件となつていてる事項に準拠している。また三〇年を経過した文書については、国立公文書館利用規則および世界標準となつていてる「三〇年原則」にならつて、公開制限は基本的に「個人の秘密」（プライバシー）と営業秘密が記載されている場合に限り、制限範囲をせばめている。

また、他の国立大学アーカイブズの利用規程等における文書公開基準は、内容的にいえば、当該文書が三〇年を経過しているか否かによつて、公開制限事項を変えるタイプと見えないタイプがある。前者のタイプは国立公文書館にならつたものであるが、法的妥当性は後者のタイプの方が高い。ただし、公開制限事項に該当する部分の公開を全て制限にしなければならないのか否かについては、独法情報公開法および同施行令にも不明瞭な点があり、さらに議論を積み重ねていく必要がある。また、公開制限への不服申し立てや国の安全などに関する公開制限事項など、大学によつて対応の違いが見られる事項もあり、これらについても検討していくべきである。

さらに、現段階では国立大学アーカイブズの主要な所蔵文書の一つである個人文書については、「三〇年原則」の適用や無期限の公開制限の是非など、法人文書と全く同じ基準を適用してよいのかどうか再検討の余地がある。また、文書の公開方法について多くの実務経験と研究の蓄積がある都道府県アーカイブズにおいてすら、積極的に公表された文書公開基準には内容や形式に相当な差異があることから見ても、国立大学アーカイブズの文書公開基準もさらに議論され改善されていくべきである。ただ都道府県アーカイブズは国立大学と異なり、文書公開基準をホームページで積極的に公表しているケースはごく少ない。

本稿では第三に、私立大学アーカイブズにおける積極的に公表された文書公開基準の現状と諸問題について、本

稿の国立大学アーカイブズについての議論と比較しながら論じた。

国立大学アーカイブズの所蔵文書には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（独法個人情報保護法）は適用されない。しかし私立大学アーカイブズには、場合によつては「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が適用される可能性はある。しかし適用されたとしても、文書の利用目的を誰にでも分かる形で公表しておけば、文書の公開業務に大きな支障は出ないものと思われる。利用者の制限も、国立大学と異なり法的義務がない以上、実務的にはいろいろな方法が考えられるが、基本的には制限をもうけない方が望ましい。

私立大学の文書公開基準は、国立大学と異なり法的義務はないが、私立大学の性格に鑑みると、理念としては積極的に一般公表する方が望ましい。ただ内容については、所蔵文書における事務文書の比重が将来的にもそれほど高くならず、個人や当該大学以外の団体の文書の比重が高いままであろうこと、独法情報公開法の規制から基本的に自由であることなどの私立大学アーカイブズの特徴を生かし、独自の合理的で分かりやすい基準を積極的に策定するべきである。

資料① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（抄）

(法第二条第二項第二号の政令で定める施設)

第一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 独立行政法人国立公文書館が設置する公文書館
 - 二 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館
 - 三 独立行政法人国立科学博物館が設置する博物館
 - 四 独立行政法人国立美術館が設置する美術館
 - 五 前各号に掲げるもののほか、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの
- 2 総務大臣は、前項第五号の規定により指定をしたときは、当該指定した施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(法第二条第二項第二号の歴史的な資料等の範囲)

第二条 法第二条第二項第二号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により管理されているものとする。

- 一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- 二 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- 三 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - イ 当該資料に法第五条第一号、第二号及び第四号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - ロ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に

個人又は法第五条第二号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

- ハ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

四 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

- 2 前項に規定する資料は、他の独立行政法人等又は前条第一項の施設を設置した独立行政法人等の他の部門から移管を受けて管理しようとするものである場合には、当該独立行政法人等が法第二十三条第二項に基づき設けた法人文書の管理に関する定めに規定する保存期間が満了しているものでなければならない。

資料② 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（抄）

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。た

だし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもののうち、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人

の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【資料③】 名古屋大学大学文書資料室利用規程（抄）

（資料の公開）

第3条 資料は、一般の利用に供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、資料室長は、次に掲げる範囲内で、資料の一般の公開を制限することができる。

一 当該資料（その作成又は取得した翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものに限る。）に次に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の公開を制限すること。

イ 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- 1) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - 2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - 3) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- ロ 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」

という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- 1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- 2) 本学の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

二 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の公開を制限すること。

三 当該資料の原本を利用されることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合（資料室における保存及び公開のために必要な措置を行う場合を含む。）において、当該原本の一般の公開の方法又は期間を制限すること。

- 3 当該資料（前項第一号に定める資料を除く。以下この項及び次項において同じ。）に前項第一号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合には、資料室長は、別表に掲げる範囲内で、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の公開を制限することができる。
- 4 当該資料に第2項第一号ロに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該情報が次に掲げるものであると認められるときは、資料室長は、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）

の一般の公開を制限することができる。

- 一 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれのあるもの
- 二 営業秘密（不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 4 項に規定する営業秘密をいう。）であって、当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の利益を不当に害するおそれのあるもの（当該情報が記録されている資料を作成又は取得した翌年度の 4 月 1 日から起算して 80 年を経過していないものに限る。）

(利用者の責任)

第 4 条 利用者は、資料に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

別表（第3条関係）

| 一般の公開を制限する資料に記録されている情報 | 該当する可能性のある情報の類型の例 | 経過年数 |
|--|---|----------------|
| 個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの | イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 | 30年以上 50年未満 |
| 個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの | イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害、その他の健康状態 | 50年以上 80年未満 |
| 個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの | イ 門地 ロ 遺伝性の疾病、精神の障害、その他の健康状態 ハ 犯罪歴又は補導歴 | 80年以上 |

備考

- 該当する可能性のある情報の類型の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を例示したものであって、資料に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 経過年数とは、当該情報が記録されている資料の作成又は取得した翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。

資料④ 神奈川県立公文書館条例施行規則（抄）

第1条 神奈川県立公文書館条例(平成5年神奈川県条例第24号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）の長（以下「館長」という。）に委任する。

〔(1)～(3) 略=堀田注〕

(4) 条例第5条の規定により公文書等の閲覧を制限すること。

〔(5)～(9) 略=堀田注〕

(閲覧を制限することができる公文書館資料に記録されている情報)

第4条 条例第5条第1項に規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 個人に関する情報（自己に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、閲覧に供することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人も閲覧が認められている情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、閲覧に供することが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地

方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、閲覧に供することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、閲覧に供することが必要であると認められる情報を除く。

- (3) 県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、閲覧に供することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、閲覧に供することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県若しくは国等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立

行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (5) 県の機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、閲覧に供することが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、閲覧に供しないことが必要と認められる情報
- (7) 法令等の規定又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項の規定による基準その他県の機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、閲覧に供することができないとされている情報
- (8) 自己に関する情報のうち、個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、閲覧に供することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (9) 公文書館が県民等から取得した公文書館資料に記録されている情報（第 5 号本文に掲げるものを除く。）であって、閲覧に供しない旨の条件が付されているもの

【資料⑤】 早稲田大学大学史資料センター資料利用内規（抄）

（目的）

第 1 条

早稲田大学大学史資料センター（以下、「センター」という。）は、早稲田大学大学史資料センター規程第 3 条第四号に則り、センターの

所蔵する資料等（以下「資料等」という）の利用に関する業務を行うにあたって必要な事項を、早稲田大学個人情報保護規程のセンターにおける運用内規の一として、本内規を定める。

（定義）

第2条

- ① 本内規における個人識別情報とは、個人の氏名・生年月日等をいう。ただし、他の情報と照合することで特定の個人が識別可能な情報を含む。
- ② 本内規における作成または取得から30年とは、作成又は取得した年度の翌年度4月1日から30年をいう。

（資料等の公開）

第4条

資料等は、公開を原則とする。ただし、センター所長（以下「所長」という）は、第5条乃至第7条に掲げる範囲内で、資料等の一般の利用を制限することができる。

（作成・取得後30年未満の資料等の公開制限）

第5条

作成又は取得から30年未満の資料等については、本条各号に規定する情報が記載されている場合は、その部分に限って、当該資料等の一般の利用を制限することができる。

一 個人識別情報又は公にすることで個人の権利・名誉を害するおそれがある情報。ただし、以下に掲げる情報はこれを除く。

- i 自己に関する情報
- ii 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- iii 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- iv 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすること

が必要であると認められる情報

二 法人その他の団体（以下、「法人等」という）に関する情報で、公にすることで当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる場合を除く。

三 公にすることにより、国の安全が著しく害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が著しく損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上著しい不利益を被るおそれがあると認められる相当の理由がある情報。

四 資料等の全部又は一部を一定期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈を受けている場合において、当該期間が経過していない資料等。

（作成・取得後30年を経過した資料等の公開制限）

第6条

作成又は取得から30年を経過した資料等については、別表①及び別表②に掲げる範囲内にある情報が記載されている場合及び前条第三号又は第四号に該当する情報が記載されている場合は、その部分に限って、当該資料等の一般の利用を制限することができる。

（原本の利用制限）

第7条

資料等の原本を利用されることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じさせるおそれがある場合又はセンターにおいて当該原本が現に利用されている場合は、当該原本の一般利用の方法又は期間制限することができる。

（異議申立手続）

第8条

① 第4条にもとづく所長の利用制限の決定に関し不服がある者は、

書面を以て所長に異議を申し立てることができる。

- ② 所長は、前項に規定する異議の申し立てがあった場合は、苦情処理委員会に諮った上で、当該申立に対して遅滞なく回答を行うものとする。

(利用者の責任)

第9条

利用者は、資料等に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を背負うものとする。

第12条

資料の閲覧者は、以下の区分による。

- 一 本学の教職員及び学生
- 二 校友、元教職員
- 三 学術研究、社会教育等を目的とする者
- 四 その他、所長が許可した者

[別表①、②略=堀田]

注

- (1) 文書館用語集研究会編／全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』（大阪大学出版会、一九九七年）によれば、「文書館」は「史料が保存され、閲覧利用できる建物。または建物の一部。」と定義されている。
- (2) 主なものとして、八木敏行『情報公開－現状と課題』（有斐閣、一九八六年）、水口政次「公文書館の閲覧制度と公開制度のかわりについて」（『大和市史研究』第一二号、一九八六年三月）、堀部政男「公文書館における情報公開と個人情報保護」（『北の丸』第二一号、一九八九年三月）、小川千代子「日本における二〇年原則の考え方」（『地方史研究』第二四二号、一九九三年四月）。
- (3) 主なものとして、水口政次「公文書等の保存に向けて－情報公開と史料提供－」（『双文』第一五号、一九九八年）、渡辺佳子「文書館における個人情報の取り扱いを考える」（『記録と史料』第九号、一九九八年一〇月）、佐藤隆「公文書の評価選別と公開非公開の基準についての試論」（『秋田県公文書館紀要』第四号、一九九八年三月）、梅原康嗣・橋詰文彦「長野県立歴史館における行政文書の公開－本籍記載文書の非公開期限設定の試み－」（『長野県立歴史館研究紀要』第六号、二〇〇〇年三月）、丸茂博「非公開基準の作成に関する試論」（『栃木県立文書館研究紀要』第六号、二〇〇二年三月）、伊藤然「情報公開法と歴史的公文書－平成一三年度国情報公開審査会答申からみた－」（『記録と史料』第二三号、二〇〇三年三月）、同「歴史的公文書の非公開をめぐつて－個人情報を中心に－」（同第一四号、二〇〇四年三月）、梅原康嗣「日本の公文書館における個人情報保護と情報公開」（『アーカイブズ』第一七号、二〇〇四年一一月）、そのほか、「アーカイブズ」第五号（二〇〇一年三月）、同第二五号（二〇〇四年六月）、同第一六号（二〇〇四年七月）、同第二三号（二〇〇六年三月）の特集における諸報告など。
- (4) 「大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究」（研究代表者＝西山伸（京都大学大学文書館助教授）、基盤研究（C）（1）、課題番号16632004）研究成果報告書（二〇〇五年三月）。また、大学アーカイブズに限らず、教育史資料一般を論じたものであるが、日本教育学会個人情報の保護と利用に関する委員会（中間報告書）『教育研究における個人情報保護問題－史資料の問題を中心にして』（日本教育学会、二〇〇六年）がある。
- (5) 京都大学大学文書館の西山伸氏は、「国立大学では、歴史的史料の一般利用への提供が資料保存機関設置の目的である」と述

べている（西山伸「『大学アーカイブズ』の現状と今後」、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』、京都大学学術出版会、二〇〇五年、所収）。また、参加している大学数ではむしろ私立大学の方が多い全国大学史資料協議会は、二〇〇六年度全国研究会のテーマとして「大学アーカイブズにおける個人文書／個人文書の整理・公開の現状と課題」を掲げている。

(6) 神谷智「大学アーカイブズにおける資料の収集・整理・保存・公開について」（前掲『日本の大学アーカイブズ』）は、「一応の基準・原則は必要ではあるが、その運用においては、柔軟な姿勢を持つていないと、アーカイブ本来の意義に反することも生じてくる。理念＝正当性だけではない、現実的対応・判断が要求される。」と述べている。

(7) 注(3)で挙げた諸論稿など。

(8) 筆者は、二〇〇六年一〇月一三日に開催された全国大学史資料協議会全国研究会において、「大学アーカイブズにおける個人文書の諸問題－名古屋大学の例を中心にして」と題する報告をおこなった（報告およびその後の討論の記録は、全国大学史資料協議会西日本部会編『研究叢書第七号 大学アーカイブズにおける個人文書／個人文書の整理・公開の現状と課題』、全国大学史資料協議会、二〇〇七年、に掲載）。この報告の内容も本稿の一部をなすものであるが、その後の検討により、本稿では報告内容と異なつた意見を述べている箇所もある。

(9) ただ実務的には、販売を予定されていない当該大学による刊行物は、独法情報公開法に関する業務の対象から外されているのが現状のようである。なお、大学アーカイブズにおける当該大学による刊行物資料については、拙稿「大学アーカイブズと『大学資料』（刊行物資料）－名古屋大学における理論と実践－」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』第一四号、二〇〇六年三月）で論じた。

(10) 国立公文書館利用規則における文書公開基準については、米川恒夫「国立公文書館における公文書等の公開」（前掲『アーカイブズ』第二三号）など。また、平成一五年一二月から内閣官房長官のもとで開催された「公文書等の適切な管理・保存・利用等のための懇談会」の成果（『公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について－未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて－』平成一六年六月）をうけ、「公文書館理法」の制定の向けての検討が識者によつて進められているが、その中でも国立公文書館利用規則の公開基準の是非、あるいは歴史的文書の公開請求権を権利として明記すべきか否か、などが

議論されている（総合研究開発機構・高橋滋共編『政策提言－公文書管理の法整備に向けて』、商事法務、二〇〇七年）。

(11) 小川千代子『情報公開の潮流－三〇年原則と I C A 』（岩田書院ブックレット一、一九九六年）。

(12) この条項の根拠となつてゐる独法情報公開法第五条第一号ハについては、公務員等といえども、具体的な氏名については不開示情報とされてゐる（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第3版〕』、有斐閣、二〇〇六年）。したがつて、この条項においても、公務員等の氏名そのものは公開を制限できる対象となると解するべきであろう。

また、この3)の規定では、国立大学法人の役員・職員が含まれないので、法人化後の名古屋大学の法人文書のほとんどが公開制限の対象になりかねない。現在の資料室では、法人化後の法人文書は公開されていないが、そのほかの個人・団体文書を公開する際の支障になる可能性はある。また、資料室利用規程第3条の根拠となつてゐる独法情報公開法および同施行令でも、公的な団体の範囲として独立行政法人等と地方独立行政法人を明記している。したがつて、早急に独立行政法人等と地方独立行政法人、およびそれぞれの役員・職員についての条文を挿入すべきである。そのほか、資料室利用規程第3条第2項第一号ロ、同項第二号についても同様である。

なお、本稿における以降の議論は、右の改正がなされたと仮定して進めることにする。

(13) ただし、「個人に関する情報」の個人に死者を含めることについては、前章で述べたように独法個人情報保護法における「個人情報」の定義から類推されるものの、厳密には明確な定義があるわけではない。法解釈において、「死者の名誉、プライバシーに関するわが国の国民感情や、死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になりうること等を考慮すると、本法の「個人」には死者を含むと解すべきであろう。」（前掲『新・情報公開法の逐条解説〔第3版〕』とされるにとどまつてゐる。

(14) ただし、プライバシー権については、自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利として、最近になつてかなり積極的な権利として認知されるようになつてきており、留意が必要である。

(15) 資料室利用規程では、この「営業秘密」の定義は不正競争防止法第二条第4項に規定されているとするが、その後の同法改正により、この規定は第二条第6項となつた。しかるべき利用規程を改正する必要がある。

(16) 非現用の行政文書が国立公文書館へ十分に移管されない理由として、文書公開基準はあるものの、個々のレベルにおける最終

判断が公文書館長に委ねられていることに対する不安があるという（前掲『政策提言—公文書管理の法整備に向けて』）。国立大学でも、とくに非現用法人文書の公開制限については、資料室利用規程第3条第2項第一号ロ2)を適宜に運用しつつ、原課（その法人文書を作成・取得した事務部局）との意思疎通が必要であろう。

(17) 九州大学大学文書館、金沢大学資料館の文書閲覧場所において、そうした措置がなされているのか否かについては確認している。

(18) ただし、こうした条文が見られない北海道大学と京都大学でも、文書の複製に関する条文において、著作権など知的財産についての責任を利用者が負う旨の記述がある。

(19) 大学アーカイブズにおける個人・団体文書の受け入れについては、拙稿「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（一）－収集・受け入れについての考察－」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』第一五号、二〇〇七年三月）で論じた。

(20) もつとも前々節で述べたように、法人文書についても、当該大学職員の職や職務遂行上の内容は公開制限の対象にならないものの、氏名そのものについては公開制限の対象になりうるので、その必要がある場合のマスキング等の作業はかなり煩雑になることが予想される。

(21) 「公文書館における公開の諸問題－平成一五年度実務担当者研究会議の議論から－」（前掲『アーカイブズ』第一六号）。

(22) 地方自治体アーカイブズの文書公開の傾向について、アンケートの結果などを材料として各公文書館の実務担当者が議論した例として、前掲『アーカイブズ』第五号、第一六号、がある。ただし、これらは一般に公表されていない、あるいはインターネットでは積極的に公表されていない、内規などによる文書公開基準も議論の対象となっている。

(23) もちろんこのほかにも、それが公開業務を実際に遂行するにあたってのさらに詳細な基準を持つているわけであるが、一般都道府県民が手軽に知ることができるものとは言い難いので、本稿の対象からは外れる。

(24) ただし千葉県では、そもそも内容に関わる公開制限が、「人権を侵害するおそれのあるためその他の理由」があると文書館長が判断したもの、としか記載されていない。

(25) この問題については、前掲『アーカイブズ』第一六号などにおいても指摘されている。

(26) ただし、閲覧申請を受理してから、公開制限の有無を確認するまでにかける日数については、当該文書が三〇年を経過しているか否かで区別している。

(27) このほか国立大学法人では、独法個人情報保護法以外にも、独自に個人情報保護に関する規則をもうけている。たとえば名古屋大学では「名古屋大学個人情報保護規程」が定められている。ただしここでも、その第2条第三号において、同規程にいう「保有個人情報」とは、独法情報公開法第二条第2項に規定する法人文書に限るとされている。つまり総務大臣の指定を受けた大学文書資料室に所蔵される文書は対象から除外されている。京都大学にも、「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に同様の条文がある。

(28) 米川恒夫（国立公文書館）「本人情報閲覧に関する利用規則の改正について」（『アーカイブズ』第二六号、二〇〇七年一月）。

(29) このほか、やはり私立大学でも、独自に個人情報保護に関する規則や方針を定めている。ここで問題となるのが、私立大学は情報公開法が適用されないため、対象を現用の事務文書に限定していないことである。そこで個人情報保護法の際と同様に、利用目的を誰にでも分かる形で明示して、アーカイブズの業務に支障がないように配慮すべきである（もちろんアーカイブズの文書公開基準が公表されていることが前提）。ただ実際には、そこまでの配慮がなされている例はあまりなく、何らかの対応が必要ではないだろうか。

(30) 一例として、早稲田大学大学史資料センターがある（本文にて後述）。

(31) 関西学院学院史編纂室では、利用者の範囲を、研究者のか、関西学院の元および現職の教職員、関西学院の教職員からの紹介のある関西学院の学生・生徒、関西学院の同窓生、そして学院史編纂室長が許可した者、している。本文で後述する早稲田大学大学史資料センターもほぼ同様である。

（ほつた・しんいちろう 大学文書資料室）